

「島田市水道事業施設・料金業務委託」実施要領書等に関する質問書（第2回）への回答

令和元年12月20日

No.	書類	頁	項目等	質問内容	回答
1	要求水準書 (要求水準)	6	第1章 総則 6 緊急時対応等 (2) 緊急時の対応	緊急時の対応について、その発生頻度と内容をご教示いただけますでしょうか。また、危機管理マニュアルを作成するにあたり、現状の危機管理マニュアル等をご教示いただけるのでしょうか。	台風等の自然災害による停電発生時や事前対策に対応した事例は、平成30年度に1回（台風24号）、令和元年度に2回（台風15号・19号）ありました。契約後、受託者が危機管理マニュアルを作成する際に、必要な島田市のマニュアルを、ご提示いたします。
2	要求水準書 (要求水準)	11・13	第2章 水道施設維持管理業務に係る要求水準 3 運転管理業務 4 保守点検業務	運転管理業務・保守点検業務で使用する点検表・業務日誌等の様式をご教示いただけますでしょうか。	現状の様式例を、お示しすることが可能です。別に、お示いたします。
3	要求水準書 (要求水準)	11	第2章 水道施設維持管理業務に係る要求水準 3 運転管理業務 (1) 中央監視	システムの運用に必要な通信費のうち、「保守点検に係る通信費は受託者の負担」とありますが、具体的にはどのような事柄を指すのかご教示ください。	実績では、機器更新時の、通信試験に要する回線使用料があります。
4	要求水準書 (要求水準)	11	第2章 水道施設維持管理業務に係る要求水準 3 運転管理業務 (2) 要求水準等 ア 水質水準	PAC注入率表等の基準表はありますか、またご教示頂けますでしょうか。また、近年の最大濁度、色度はいくらでしょうか。時期・日時を、併せてご教示ください。	・PAC注入率表等の基準表は、ございません。現状、注入率は、受託者によって調整されています。 ・平成29年度の原水最大濁度は、平成29年10月23日の744.0度です。 ・平成30年度の原水最大濁度は、平成30年10月1日の1,555.0度です。 ・令和元年度の11月末までの原水最大濁度は、令和元年10月13日の541.1度です。 ・色度管理は常時は目視で確認し、必要時のみ色度計を使用して確認しています。また近年、異常値の発生は記録はありません。
5	要求水準書 (要求水準)	13	第2章 水道施設維持管理業務に係る要求水準 3 運転管理業務 (2) 要求水準等 エ 水位及び水量の管理の水準（表2-5 想定水量）	静岡県大井川広域水道企業団受水量について、通常期の1日あたりの最小受水量、最大受水量が定められている場合はご教示ください。月ごとや日ごとに変動がある場合は、各月、各日ごとにお示し願います。	1日あたりの最大受水量、および年間の受水量が定められています。また、月間の受水量は、計画に基づいて運用されています。別に、令和2年度の「月別運用水量計画表」をお示しいたします。参考に、静岡県大井川広域水道企業団ホームページに公開されている「水道用水供給条例」をご覧ください。
6	要求水準書 (要求水準)	18	第2章 水道施設維持管理業務に係る要求水準 7 調達管理業務 (1) ユーティリティ ア 薬品類の調達、品質及び残量管理	使用する薬品の仕様をご教示ください。	本業務では、使用する薬品を仕様で定めておりません。参考に、現状の仕様を、下記にお示しします。 ・沈殿用凝集剤（PAC）は、「多木化学300A」が指定されています。 ・消毒用次亜塩素酸ナトリウムは、「2級」以上が指定されています。 ・軟水装置用の原塩は、指定はありません。
7	要求水準書 (別冊)	4	3 主な設備 1 稲荷浄水場 12 高速沈殿池	メーカー名及び型式と処理方式をご教示願います。	・メーカー名：浄水工業所 ・型式：高速沈殿池 ・処理方法：スラリーブランケット式 ・年式：昭和43年～44年式
8	要求水準書 (別冊)	17	12 自家用電気工作物保安管理業務一覧 4 非常用予備発電装置	バッテリー交換日の記載はありますが、交換周期はどの程度で実施されているか、わかりますでしょうか。わかればご教示願います。	現状では、メーカー推奨時期を交換時期としていますが、電圧低下時は早期に交換しています。本業務でも、現状と同様に受託者の負担により、バッテリーの交換を行います。
9	「島田市水道事業施設・料金業務委託」実施要領書等に関する質問書への回答	3	No. 31 契約書（案）第42条 第3項（物価の変動に基づく委託料の額の変更）	「現段階では、請求を認める基準はございません。」とありますが、業務開始日までに委託者、受託者の双方で協議して基準を定めることは可能でしょうか？	契約後に、双方で協議することが可能です。
10	「島田市水道事業施設・料金業務委託」実施要領書等に関する質問書への回答	4	No. 35 契約書（案）別紙3 リスク分担表（第44条関係）	急激な物価変動のリスク分担について、受託者リスクが「金融変動や人件費変動等の場合」とありますが、これは契約書第42条に基づき、双方協議を踏まえた上で判断されるとの認識で、よろしいでしょうか？	契約後に、双方で協議することが可能です。